

令和元年度
塩尻市健全化判断比率
審査意見書

塩尻市監査委員

令和元年度塩尻市健全化判断比率に係る審査意見

この審査は塩尻市監査基準に基づき実施した。

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率審査

2 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか等を主眼として審査を実施した。

4 審査の主な実施内容

市長から提出された令和元年度の各会計の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員からの説明及び質疑により審査した。

5 実施日程及び場所 令和2年7月29日 塩尻市役所4階第2委員会室

6 審査結果

(1) 総括

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、かつ算定されているものと認められた。

なお、健全化判断比率は、次表のとおりであった。

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.65	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.65	30.00
実質公債費比率	6.2	6.7	25.0	35.0
将来負担比率	25.7	26.8	350.0	

(注) 「—」は、指標の比率が算定されないものである。

(2) 審査の所見

- ア 令和元年度の実質赤字比率は、令和元年度の一般会計等の実質収支が黒字であるため、比率の算定に該当しないので、特に問題がないと認められた。
- イ 令和元年度の連結実質赤字比率は、令和元年度の連結実質収支が黒字であるため、比率の算定に該当しないので、特に問題がないと認められた。
- ウ 令和元年度の実質公債費比率は、6.2%（前年度対比 0.5 ポイントの減）となっていて、早期健全化基準の 25.0% と比較すると、これを大きく下回っているので、特に問題がないと認められた。
- エ 令和元年度の将来負担比率は、25.7%（前年度対比 1.1 ポイントの減）となっていて、早期健全化基準の 350.0% と比較すると、これを大きく下回っているので、特に問題がないと認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。